

女性差別をなくし、ひとしく教育を受ける権利、職業を選ぶ権利の保障を求める意見書

2018年8月6日付学校法人東京医科大学（以下、「東京医大」と言う）内部調査委員会の調査報告により、東京医大の入試において、長年にわたり、女性受験生に不利な得点操作が行われていたことが明らかになった。これは、性差別の禁止（憲法第14条）、性別を問わずひとしく教育を受ける権利（憲法第26条）、職業選択の自由（憲法第22条）などを保障する憲法の趣旨に反する差別であり、決して許されるものではない。

この問題を受け、文部科学省が全国81大学の医学部を調べたところ、過去6年間、毎年、6から7割の大学で、男性の合格率が女性の合格率を上回っていた。すなわち男性の合格率は、女性の平均約1.2倍であり、順天堂大1.67倍、東北医科薬科大、昭和大1.54倍、日本大1.49倍、九州大1.43倍など、その他の大学においても不自然な実態が明らかになった。

それに先立ち、日経新聞は8月に同じ81大学を調査し、76大学で回答のあった過去5年内の男女別の合格率は男子が約8%で、約6%の女子より上回っていた。また、女子が男子の半分以下しか合格していない医学部の多くは2次試験で男女の合格率の格差が2倍を超えていた。

文部科学省は、再発防止策を講じるべきである。同時に、大学入試のみならず、さまざまな局面で医療界における真の男女共同参画を実現するべく、医科系大学の理事会など組織の枢要部の女性割合を増加させるなどの取り組みを検討すべきである。

また、企業の募集や採用段階での男女差別は、男女雇用機会均等法で禁止されている。しかし、女性の「減点」は採用時にも行われている、という指摘もある。

厚生労働省の2017年度の雇用均等基本調査（約3,600社回答）によると、総合職の新卒採用を行った企業のうち、男性のみを採用した企業は3割超で、女性のみの1割強を大きく上回った。

人事院が発表する2018年度採用の国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）における女性志願者は35.8%、最終合格者33.9%と比率的には差が見られなかったが、個別の試験においては、女性の志願者割合より合格者割合が低い職種も見られる。ちなみに本市の2016年4月1日から2017年3月31日の間の採用試験一般事務上級の受験者に占める女性割合は33.8%、採用職員の女性割合は46.7%である。

一東京医大の問題にとどまらず、この日本社会では女性差別があり、ひとしく教育を受ける権利や職業につく権利を侵害しているという現実をしっかりと調査し是正する必要がある。

よって、本市議会は、政府及び国会に対し、性による不当な取り扱いを是正し、

日本社会が女性にとって教育や職業の選択が保障される社会とするため、下記の事項を求める。

記

- 1 医科大学のみならず全ての大学入試における性別割合を調査し結果を公表すること。
- 2 国家及び地方公務員採用試験における性別割合を調査し結果を公表すること。
- 3 不当な扱いを是正するための処置をとること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月27日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重